

ISSUE BRIEF

食品リサイクル法の見直し

—食品リサイクルの現状と法改正（平成 19 年）—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 583 (2007. 4. 24.)

はじめに

I 食品リサイクル法の制定

II 食品リサイクル法施行後の状況

1 食品廃棄物等の発生状況

2 食品循環資源の再生利用等の
現状

III 食品リサイクル法改正

(平成 19 年) の概要

1 食料・農業・農村政策審議会、
中央環境審議会における検討

2 食品リサイクル法改正の概要

おわりに

平成 12 年に制定され、平成 13 年 5 月から施行されている食品リサイクル法は、施行後 5 年で施行状況について検討を加えることとされている。そこで、食品リサイクル法を所管する農林水産省と環境省は、合同会合を開くなどして見直しに向けた議論を進めてきた。

検討の結果、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組みを促進するため、再生利用事業計画制度の見直し等所要の措置を講ずることとなり、改正法案が平成 19 年 3 月 2 日に閣議決定され、第 166 回通常国会に提出された。

本稿では、まず、食品リサイクル法制定の経緯と概要を紹介し、次に食品リサイクル法施行後の状況を概観した後、改正法案の内容を紹介することとする。

農林環境課

ひざわ なみ
(比沢 奈美)

* 本稿は、筆者が農林環境課在職中に
執筆したものである(現国土交通課)。

調査と情報

第 5 8 3 号

はじめに

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図ること等を目的として、平成 12 年に制定され、平成 13 年 5 月から施行されている¹。

食品リサイクル法では、施行後 5 年で施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている（附則第 2 条）。農林水産省の食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会、環境省の中央環境審議会食品リサイクル専門委員会は、平成 18 年 9 月から両審議会の合同会合を開催し、検討を行ってきた。

これらの審議、検討を経て、食品リサイクル法の改正法案が平成 19 年 3 月 2 日に閣議決定され、第 166 回通常国会に提出された。本稿では、まず、食品リサイクル法制定の経緯と概要を紹介し、次に食品リサイクル法施行後の状況を概観する。その上で、改正法案の内容を紹介することとする。

I 食品リサイクル法の制定

食品リサイクル法は、ゴミ処分に伴うダイオキシン問題等を契機として、資源の大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換が急務となっている状況に対応するため、リサイクルの基本法である循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)等とともに制定された²。

食品リサイクル法では、食品廃棄物等のうち有用なものを「食品循環資源」と定義し（第 2 条第 3 項）、その再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を促進することとしている。

食品循環資源の再生利用等の実施が義務づけられるのは、食品製造業者、食品流通業者、飲食店業等事業活動に伴って食品廃棄物等を恒常的にかつ一定量排出する「食品関連事業者」である（第 2 条第 4 項）。なお、再生利用の手法には、肥料化、飼料化、その他政令で定める油脂及び油脂製品化、メタン化などがある³。

食品循環資源の再生利用等を促進するためには、消費者、事業者、国及び地方公共団体等の再生利用等に関わる各主体に対して、その取組みの基本方向が明示されることが必要である。そのため、主務大臣⁴は、食品リサイクルの推進に関する基本方針⁵を策定することとしている（第 3 条第 1 項）。基本方針においては、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量についての目標を定めることとしており、食品関連事業者は、この目標値の達成

¹ 末松広行『解説 食品リサイクル法』大成出版社, 2002, p.25.

² 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」『法令解説資料総覧』228 号, 2001.1, pp.49-50.

³ 西野豊秀「食品リサイクルの現状について」『食品工業』49 巻 24 号, 2006.12.30, p.21.

⁴ 基本方針に関する主務大臣は、農林水産、環境、財務、厚生労働、経済産業、国土交通の 6 大臣である。本法律における主務大臣は、その他、第 8 条（指導及び助言）、第 9 条（勧告及び命令）及び第 5 章（再生利用事業計画）関係については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣であり、第 4 章（登録再生利用事業者）関係については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣である。

⁵ 現行の基本方針（「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」）は、平成 13 年 5 月に公表された。

に向けた取組みが求められることとなる⁶。

主務大臣には、これらの再生利用等が確実に実施されるように、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるとともに、指導、助言を行う権限が付与されている（第 8 条）。また、主務大臣は、食品廃棄物等の発生量が一定量以上の食品関連事業者（以下「多量発生事業者⁷」という。）に対し、取組みが著しく不十分な場合には、勧告、公表、命令を行う権限を有する⁸（第 9 条）。

食品リサイクル法においては、食品関連事業者等による再生利用を促進するため、登録再生利用事業者制度（第 4 章）、再生利用事業計画制度（第 5 章）が設けられている。登録再生利用事業者制度は、食品循環資源を原材料として「特定肥飼料等」を製造する事業者が、主務大臣により登録を受けることのできる制度である⁹。再生利用事業計画制度は、食品関連事業者が、特定肥飼料の製造業者及び特定肥飼料等の利用者としての農林漁業者等と共同で特定肥飼料の利用に関する計画を策定し、主務大臣の認定を受けることのできる制度である¹⁰。これらは、ともに任意の制度であるが、それぞれ登録または認定を受けた場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）上の、一般廃棄物収集運搬業の特例（荷卸し地における業許可の不要¹¹及び当該市町村の定める一般廃棄物処理料金の上限規制の不適用¹²）が認められる。また、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）についても、登録再生利用事業者及び特定肥飼料の製造業者については、製造、販売等の届出を不要とする等の措置がとられることとなる¹³。

Ⅱ 食品リサイクル法施行後の状況

1 食品廃棄物等の発生状況

ここでは、我が国全体及び食品産業における食品廃棄物等の発生状況を概観する。

まず、我が国全体の食品廃棄物等の状況であるが、食品リサイクル法施行当時（平成 13 年）、豊かになった食生活の一方で、食品廃棄物等の増加が指摘されていた。国民 1 人 1 日当たりの食料の供給熱量と摂取熱量との差を食品廃棄の目安として捉えると、平成 13 年度は 731kcal（供給熱量 2,630kcal、摂取熱量 1,899kcal）と、昭和 50 年度の 326kcal（供給熱量 2,517kcal、摂取熱量 2,191kcal）の 2 倍以上に増えている¹⁴。食品リサイクル法施行後の平成 16 年度においても 718kcal（供給熱量 2,564kcal、摂取熱量 1,846kcal）と、特

⁶ 前掲注 2, p.52.

⁷ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 176 号）により、年間の食品廃棄物等の発生量が 100 トン以上であること、とされている（同施行令第 4 条）。

⁸ 西野 前掲注 3, p.21.

⁹ 『環境法辞典』有斐閣, 2002, p.175.

¹⁰ 同上。

¹¹ 廃棄物処理法上の一般廃棄物については、市町村の区域を越えて運搬する場合には、廃棄物を積み込む地の市町村長の許可だけでなく、荷卸し地のある市町村長の許可も必要となる（廃棄物処理法第 7 条第 1 項）。

¹² 一般廃棄物処理業者の廃棄物収集・運搬・処分については、廃棄物処理法や地方自治法に基づき、地方公共団体ごとに条例で処理料金が定められている（西野 前掲注 3, p.22）。

¹³ 末松 前掲注 1, pp.18-19.

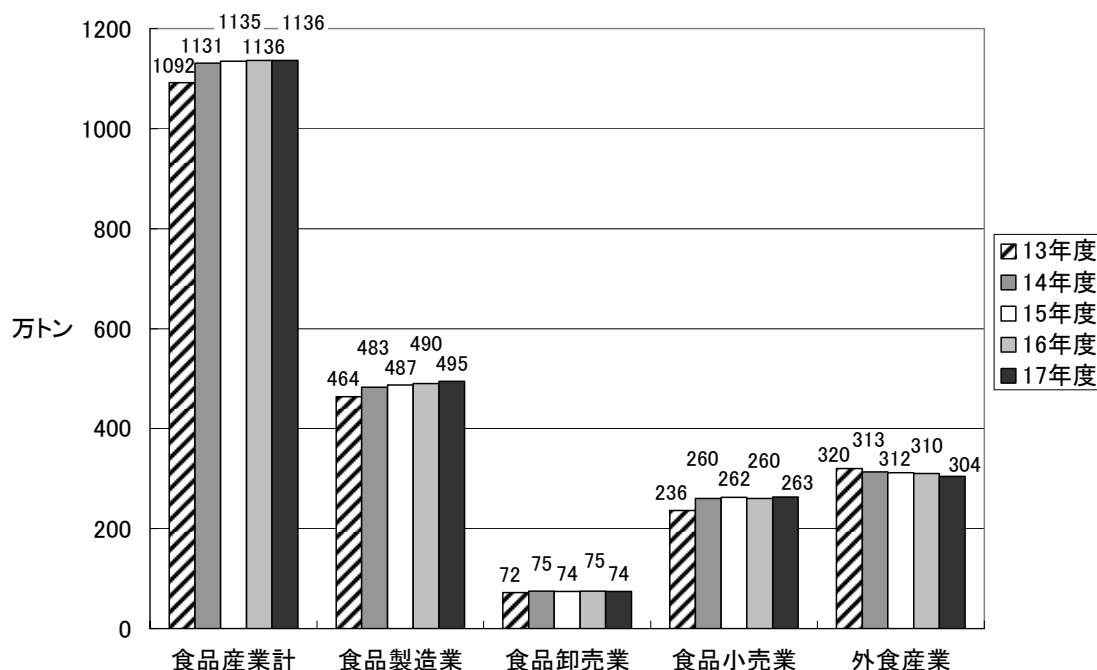
¹⁴ 「食品リサイクル制度の見直しについて とりまとめ（案）参考資料 16」2006.12.26.

農林水産省ホームページ<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/11/ref_data01_16.pdf>

段の改善傾向は見られない¹⁵。これは、毎日ほぼ 1 食分の食品が無駄に捨てられている計算になる¹⁶。

次に、我が国の食品産業における食品廃棄物の発生量¹⁷をみると、食品リサイクル法が施行された平成 13 年度から平成 17 年度までの推移は、微増傾向にあり、発生抑制が進んでいるとはいえない¹⁸。

図 1 食品産業における食品廃棄物の年間発生量の推移



(出典)「食品リサイクル制度の見直しについて とりまとめ (案 参考資料 17) (2006.12.26)より作成。

以上のように、我が国では、食品リサイクル法の施行後においても、発生量で見えた場合には、必要以上の食品が廃棄される状況が続いている。

2 食品循環資源の再生利用等の現状

現行の基本方針には、食品関連事業者が取り組むべき再生利用等の量に関する目標値が掲げられており、「食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成 18 年度までに 20%に向上させることを目標とする。ただし、平成 13 年度の時点において既にこの目標を上回る食品循環資源の再生利用等の実施率を達成している食品関連事業者にあつ

¹⁵ 中央環境審議会「食品リサイクル制度の見直しについて (意見具申)」2007.2.2, p.4.

環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9116&hou_id=7994>

¹⁶ 「食がもったいない 1 増える『食べ残し』」『読売新聞』2006.9.13.

¹⁷ 当該発生量には、再生利用量も含む。

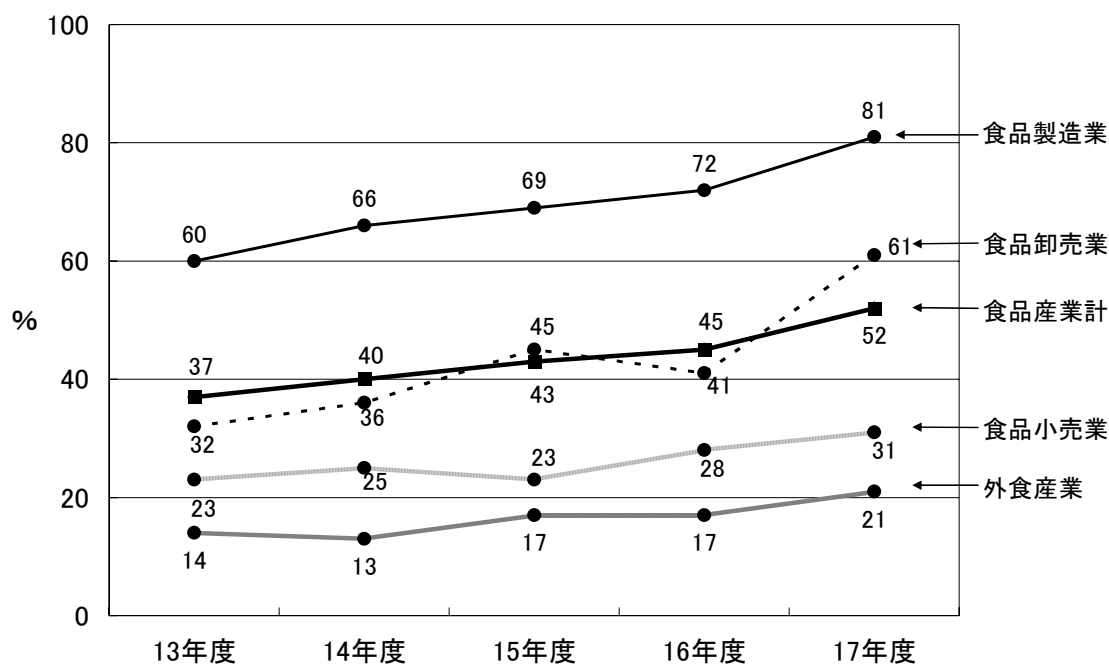
¹⁸ 「食品リサイクル制度の見直しについて」『明日の食品産業』374号, 2007.3, p.41。ただし、発生抑制に関しては、例えば、食品の生産量自体が減少すれば廃棄物の発生量が減少することもあり、数値として捉えることが難しい点に注意が必要である。

ては、現在の実施率を維持向上させることを目標とする¹⁹。」こととされている。

食品循環資源の再生利用等の実施率（以下「実施率」という。）は、例えば、ある食品関連事業者において、1年間で予測される食品廃棄物の総量が100トンであった場合に、生産工程の改善で10トン分の発生を抑制し、肥飼料化等により5トン分を再生利用し、脱水・乾燥等で5トン分の減量が行われたとして、実際に排出された食品廃棄物の総量が80トンになれば、20%の達成と算定される²⁰。

食品産業における食品廃棄物等の発生量が微増傾向で推移する中で、実施率は、食品産業全体では平成13年度の37%から平成17年度の52%へ着実に向上しており²¹、一定の成果が見られる²²。しかし、食品関連事業者の業種別に見ると、食品製造業が高い実績を上げる一方、食品小売業や外食産業における取組みは進んでいない²³。なお、食品小売業や外食産業といった食品流通の「川下」に行くほど実施率が低下するのは、食品循環資源の発生形態が少量分散型になるとともに、多種多様な食品廃棄物等が混在することとなるため、例えば、肥飼料化しようとした場合にも、均質性が低下しており、再生利用しにくい要素が増えるからである²⁴。

図2 食品産業における食品循環資源の再生利用等実施率の推移



(出典)「食品リサイクル制度の見直しについて とりまとめ (案) 参考資料18」(2006.12.26)より作成。

¹⁹ 前掲注5。

²⁰ 「食品リサイクル法の数値目標」

食品産業センターホームページ<<http://www.shokusan.or.jp/kankyo/shoku/contents/05/index.html>>

²¹ 食品廃棄物の発生量が微増傾向の中、このように実施率が上昇しているのは、発生量中の再生利用量が増加しているためである。すなわち、食品廃棄物等の発生量から再生利用量を減じた、食品廃棄物等の単純な排出量は減少している。

²² 前掲注15, p.2.

²³ 前掲注18, p.41.

²⁴ 前掲注15, p.4.

なお、20%という実施率の目標値は、各々の食品関連事業者がそれぞれ達成すべき目標である。各々の食品関連事業者ごとの実施率を見てみると、目標年度の前年である平成17年度において、実施率が20%に達している食品関連事業者の割合は、2割に満たない。また、制度に与える影響が大きいとみられる、多量発生事業者であっても、3割に満たないという状況にある²⁵。

Ⅲ 食品リサイクル法改正（平成19年）の概要

前章で見てきたように、現行法施行の後5年が経過し、再生利用等の実施率の向上など、一定の成果が認められるところではある。しかし、食品流通の「川下」に位置する食品小売業及び外食産業においては、その実施率は低水準で推移しており、食品関連事業者の取組みには格差が見られる。このような状況を踏まえ、これらの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組みを円滑化するため、今国会（第166回通常国会）に改正法案が提出されている。以下、改正法案に至るまでの検討内容と改正法案の概要を紹介する。

1 食料・農業・農村政策審議会、中央環境審議会における検討

「はじめに」で述べたように、農林水産省の食料・農業・農村政策審議会食品リサイクル小委員会と環境省の中央環境審議会食品リサイクル専門委員会は、平成18年9月から平成19年2月まで両審議会の合同会合を開催し、検討を行ってきた。

（1）食品関連事業者に対する指導監督の強化

現行の食品リサイクル法においては、食品関連事業者が、再生利用等の実施状況について、国等へ定期的な報告を行うことは義務づけられていなかった²⁶。しかし、食品関連事業者の再生利用等の取組みの内容を公表することは、食品関連事業者が自社の現状を把握し、改善を行う動機づけになる等有用であるため、特に制度に大きな影響を与える多量発生事業者に、情報公開を求める必要があることが指摘された²⁷。

なお、現行制度では、再生利用等の実施率は、各々の事業者が達成すべきものとされていることから、例えば、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者では、個々の店舗ごとに評価されることとなり、取組みが非効率になるとの指摘があった。また、食品関連事業者は、その事業規模にかかわらず再生利用等に取り組む責務を負うが、勧告や命令の対象となる者は多量発生事業者に限定されている。そのため、フランチャイズチェーンの場合に、個々のチェーン店舗の中には多量発生事業者に該当しないものもあり、取組みへの動機づけが強く働かない可能性が指摘されていた²⁸。

このようなコンビニエンスストア等の同じ商号を使用するフランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者への規制は、平成12年の食品リサイクル法制定時にも検討されたが、先送りとなっていた²⁹。今回の検討では、本部機能を有する部署によってチェ

²⁵ 前掲注15, p.4.

²⁶ 末松 前掲注1, p.66.

²⁷ 前掲注15, pp.7-8.

²⁸ 同上, p.13.

²⁹ 「食リ法改正案決まる」『日本食糧新聞』2007.2.23.

ーン全体を指導できるフランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者は、チェーン全体で一つの事業者とみなし、リサイクル等に取り組んだ実績の評価や、行政による指導等の対象とできる措置を講じることが必要であるとされた³⁰。

なお、今回の改正に先立ち、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者の中で、食品廃棄物の再生利用を進めるため、当該食品関連事業者に係るチェーン全体において、または他の食品関連事業者と協力して、店舗から出る生ごみの肥飼料化を実施する動きが広がってきている³¹。

（２）食品関連事業者の取組みの円滑化

食品リサイクル法における再生利用事業計画制度の認定を受けた食品関連事業者から委託された収集運搬事業者は、廃棄物処理法の特例により、荷卸し地における業許可が不要とされてきた。しかし、荷積みを行う際には、当該市町村長から業許可が必要なため、その取得が障害となり事業化が促進されないという問題が、食品関連事業者から多く指摘されていた³²。

食品循環資源の荷積みに対する規制緩和は、市町村を越えた収集運搬が可能になり、取組みを円滑にするが、不法投棄につながる可能性もある³³。そのため、検討結果としては、再生利用事業計画制度を見直し、食品関連事業者が構築する「リサイクル・ループ」（後述）の認定を行い、不法投棄等の防止策等管理強化策を講じつつ、認定された計画において、食品循環資源の広域的な一括収集が可能になるように、収集運搬については、廃棄物処理法の特例の適用を拡充して、流通円滑化措置を講ずることが必要とされた³⁴。リサイクル・ループとは、食品廃棄物を排出する食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用を飼料化・肥料化事業者に依頼し、これらの飼料やたい肥を利用して生産された農畜産物を当該食品関連事業者が購入・販売するという仕組みである。

なお、再生利用事業計画に関しては、平成 19 年 1 月に食品リサイクル法の施行以来初めての認定がなされたが、当該計画では、既に、リサイクル・ループを実現させている³⁵。

（３）エネルギー利用のあり方

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 62 号）、「京都議定書目標達成計画」（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定、平成 18 年 7 月 11 日一部変更）、及び「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）では、廃棄物発電や廃棄物系バイオマスのエネルギー利用等の導入を目指しており、バイオマスである食品廃棄物等のエネルギー利用の重要性が高まっている。

現行の食品リサイクル法では、再生利用の手法としてメタンなどの燃料製品の原材料と

³⁰ 前掲注 18, p.40.

³¹ 「食品廃棄物 再利用で『協業』」『日本経済新聞』2007.1.6.

³² 「食品系廃棄物リサイクル拡大で、食り法と廃棄物法改正へ」『エネルギーと環境』1919 号, 2006.12.7, p.6.

³³ 前掲注 29.

³⁴ 前掲注 15, p.13.

³⁵ 具体的には、大手スーパーのユニー（愛知県稲沢市）から出る食品残さを、一般廃棄物処理業のヒラテ産業（愛知県刈谷市）がたい肥化し、愛知県経済農業協同組合連合会（JA あいち経済連）がこの肥料を農家に供給する。更に、収穫した作物をユニーが購入し、店頭で販売するという食品リサイクルの循環の構築を目指すというものである。この取組みは、3 者が連携して平成 15 年から進められている（「再生利用事業計画、初の認定」『循環経済新聞』2007.2.5）。

して利用すること（メタン化及び油脂製品（バイオディーゼル燃料）化。以下「メタン化等」という。）も規定されている³⁶。こうした食品廃棄物等のエネルギー利用を拡大し、化石燃料の代替として利用することで、廃棄物の最終処分量を削減することや、枯渇性の資源である化石燃料の使用量を削減することができ、環境負荷の低減が期待される³⁷。

このため、見直しの議論では、メタン化等以外にも、より広範な食品廃棄物等のエネルギー利用を認めるべきであるとの指摘がなされた³⁸。ただし、相対的に処理費用が安価³⁹とされる廃棄物発電等のエネルギー利用が制度に導入されると、低コストな方法に流れてしまうおそれがあることから、再生利用とエネルギー利用の優先順位として、第一に飼料化を、次いで肥料化等現行制度に基づく飼料化以外の再生利用手法を位置づけ、更に、これらの再生利用が困難な場合に限り、現行制度で認められていないエネルギー利用を位置づけることとされた⁴⁰。また、エネルギー利用に際しても、環境負荷の低減という観点から、メタン化による場合と同等以上の効率でエネルギーが回収、利用され、かつ地球温暖化の抑制に資する方法であることが必要であるとされている⁴¹。

2 食品リサイクル法改正の概要

今回の主な改正点は、（1）食品関連事業者に対する指導監督の強化、（2）食品関連事業者の取組みの円滑化（3）その他（再生利用等に「熱回収」を追加、主務大臣が意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加）の3つである。

（1）食品関連事業者に対する指導監督の強化

まず、多量発生事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況に関する定期の報告を義務づけることとされた（改正後の食品リサイクル法第9条⁴²）。また、フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者であって、一定の要件を満たすものについては、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて定期の報告を求め、一体として勧告等の対象とすることとされた（第9条第1項・第2項、第10条）。

（2）食品関連事業者の取組みの円滑化

再生利用事業計画に係る制度を見直し、食品廃棄物を原材料とする肥飼料を利用して生産される農畜水産物等の食品関連事業者による利用の確保を通じて食品産業と農林水産業の一層の連携が図られる場合には、主務大臣⁴³の認定を受けることにより（第19条）、荷積みも含めた食品廃棄物の収集または運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の

³⁶ 食品リサイクル法第2条第5項及び同法施行令第2条。

³⁷ 前掲注15, p.10.

³⁸ 同上, p.8.

³⁹ 「食品リサイクル制度の見直しについて とりまとめ(案)参考資料 20-1、20-2」2006.12.26.

農林水産省ホームページ<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/10/ref_data20a.pdf>、<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/11/ref_data01_20b.pdf>によれば、おおむね、肥飼料化10～50円/kgに対し、エネルギー利用は5～20円/kg（ただし、メタン化は12～45円/kg）である。

⁴⁰ 前掲注15, p.8.

⁴¹ 同上, p.10.

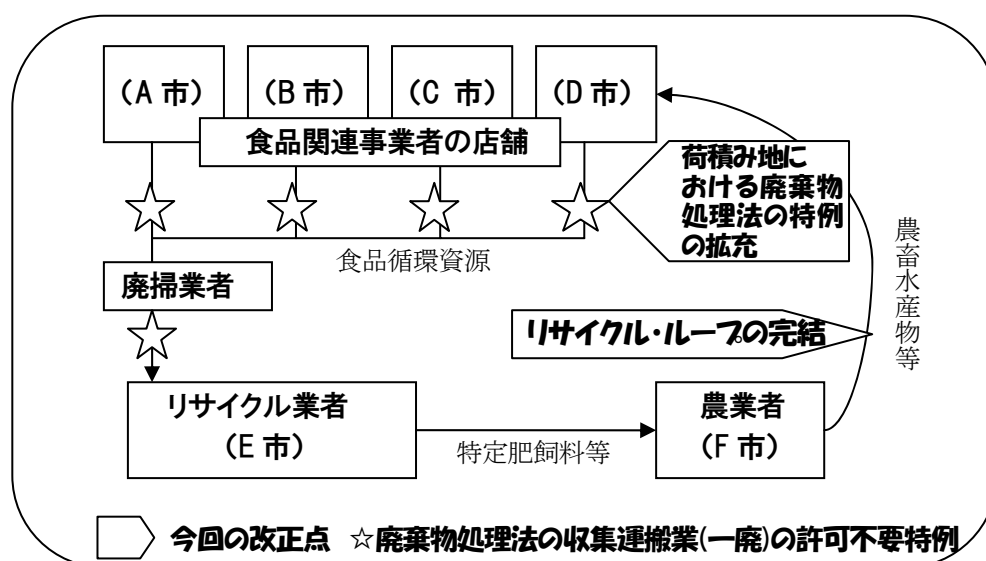
⁴² 今回の同法改正では条数の改正が行われるため、改正後の新条数を示した。以下本節の同法に係る条数は、改正後の条数を記載するが、以下「改正後の食品リサイクル法」の記載を省く。

⁴³ 農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣。

許可を不要とすることとされた（第 21 条第 2 項）。

上記の「再生利用事業計画制度の見直し」とは、具体的には、再生利用事業計画の認定に際し、食品循環資源を広域的に収集し再生利用できるように、リサイクル・ループの構築に関する事項を計画事項の要件に加えることである（図 3）。リサイクル・ループの構築によって、排出者である食品関連事業者の責任の下で、出口確保まで含めた再生利用の取組みが担保されるといえる。同時に、自社の廃棄物が自社の商品として返ってくる仕組みとなることから、再生利用や農業生産を高品質なものとする意識が働くことが期待されている⁴⁴。

図 3 再生利用事業計画の認定制度の見直し



（出典）「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の概要」（環境省報道発表資料, 2007.3.1）より作成。

（3） その他

（i） 再生利用等に「熱回収」を追加

食品廃棄物等の有効な利用の確保が図られるよう、食品関連事業者は、再生利用が困難な場合に「熱回収」を行うことができることとされた（第 1 条）。この熱回収は、食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限るとされており（第 2 条第 6 項）、基準は、国会での改正法制定後に定められることになる。

基準策定の際には、一定水準以上の熱効率が必要とされることになるが、その際のエネルギー利用の効率の評価方法としては、投入したエネルギー（生ごみの発熱量）から実質でどの程度の電気と熱が回収されるかを表すエネルギー効率等が考えられる⁴⁵。また、塩

⁴⁴ 前掲注 15, p.13.

⁴⁵ 「エネルギー利用の効率の評価方法について」食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第 11 回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会第 5 回食品リサイクル専門委員会 第 4 回合同会合（2006.12.26 開催）参考資料 2.

農林水産省ホームページ<http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/recycle/11/ref_data02.pdf>

分が多く含まれ肥飼料には向かない、というように、再生利用が困難な場合のみ、熱回収が認められるものとみられる⁴⁶。食品循環資源が有する豊富な栄養価を最も有効に活用できる飼料となりうる資源が、安易に熱回収に流れないように、基準の策定を注視していく必要があると思われる。

(ii) 「中央環境審議会」の追加

食品リサイクル法に基づく基本方針や判断基準の策定、食品関連事業者に対する命令に際し、主務大臣が意見を聴く審議会に、食料・農業・農村政策審議会のほか、中央環境審議会を追加することとされた（第3条第3項・第7条第3項・第10条第3項）。農林水産省の食料、農業という観点に、環境省の廃棄物行政、環境行政という観点を加えて、食品リサイクル法の推進に取り組むためのものである。

おわりに

食品リサイクル法においては、食品関連事業者に対しては食品循環資源の再生利用等の実施を求めているが、食品関連事業者以外の事業者や消費者、リサイクル製品を利用する農林漁業者等に対しては、食品循環資源の再生利用等の実施についての具体的な義務は課していない。しかし、食品循環資源の再生利用等を円滑に推進していくために一般的責務を定めており、食品関連事業者以外の各主体も、再生利用等の促進に協力することが求められている。

また、今回の法改正で指導監督の強化が図られなかった多量発生事業者等以外の中小、零細の食品関連事業者についても、その健全な経済活動を阻害することのないように配慮しつつ、引き続き食品循環資源の再生利用等への取組みを促進することが求められよう。

⁴⁶ 「食品リサイクル法 事業系一廃に円滑措置」『循環経済新聞』2007.3.19.